

鳥取県告示第328号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 講習会を行う者の名称及び住所
財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7-26

2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第1日	平成22年11月1日	倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
第2日	平成22年11月8日	〃
第3日	平成22年11月15日	〃

3 受講資格

平成22年9月22日までに美容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

4 受講手続

(1) 提出書類

- ア 管理美容師資格認定講習会申込書
- イ 美容師免許証の写し
- ウ 美容業務従事証明書
- エ 写真（無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦及び横がそれぞれ4センチメートルのもので、3月以内に撮影したもの）1枚

(2) 提出先及び問合せ先

財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区紙屋町一丁目2-27
電話 082-236-1150

(3) 受付期間

平成22年8月30日（月）から同年9月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(4) 受講手数料及び納付方法

18,000円を所定の方法により納付すること。